

大分市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

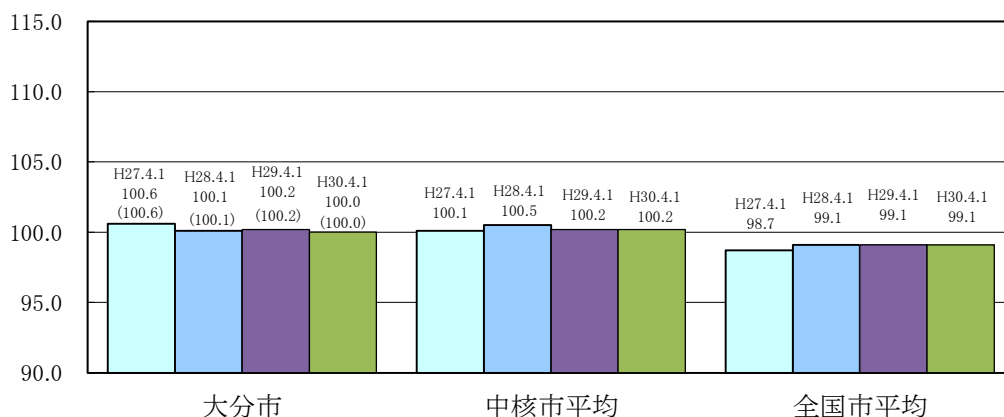
区 分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 479,557	千円 173,132,707	千円 4,127,985	千円 27,306,393	% 15.8	% 16.0

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 2,859	千円 11,224,172	千円 2,487,174	千円 4,750,753	千円 18,462,099	千円 6,458	千円 6,376

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 中核市平均(類似団体平均)とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年7月1日
 （内容）行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、初任給部分は引き下げず、その他の部分も引下げを緩和。高齢層については、平均改定率を上回る引下げを実施（最大4%引下げ）。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。
 医師職給料表を除く他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準に準じ、大分市においては非支給。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
大分市の支給割合	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

③その他の見直し内容について

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国に準じ見直しを実施。（平成27年7月1日実施）

(5) 特記事項

（給与減額の状況）

減額実施期間

平成30年4月1日から1年間

抑制済又は減額措置の内容

（給料）

- 平成30年4月より、4級以上4%、3級2%、2級1%の給料減額措置を実施。
- 平成31年1月より、4級以上3%、3級1%の給料減額措置を実施。

（その他）

- 平成27年8月から平成28年6月の間、市長・副市長は給料月額15%カット、教育長・常勤監査委員は10%カットを実施。
- 平成28年7月より、市長・副市長は給料月額16%カット、教育長・常勤監査委員は11%カットを実施。
- 平成29年4月より、市長・副市長は給料月額17%カット、教育長・常勤監査委員は12%カットを実施。
- 平成30年4月より、市長は給料月額18%カット、副市長は給料月額17%カット、教育長・常勤監査委員は12%カットを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	40.9 歳	316,757 円	393,976 円	348,332 円
大分県	42.9 歳	327,009 円	403,374 円	354,538 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
中核市	41.8 歳	319,514 円	404,718 円	365,460 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	44.8 歳	302 人	338,107 円	381,473 円	356,274 円
うち清掃職員	45.8 歳	72 人	343,356 円	392,090 円	363,009 円
うち学校給食調理員	42.8 歳	76 人	324,524 円	343,966 円	335,559 円
うち自動車運転手	47.9 歳	9 人	363,499 円	420,074 円	384,388 円
大分県	53.3 歳	208 人	341,816 円	380,786 円	357,627 円
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円
中核市	49.3 歳	232 人	331,027 円	392,477 円	364,359 円

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大分市	33.7 歳	293,318 円	312,534 円
大分県	46.4 歳	379,256 円	416,894 円
中核市	39.6 歳	314,675 円	368,660 円

④公安職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分市	35.5 歳	288,279 円	383,507 円	316,051 円
中核市	38.3 歳	303,005 円	397,437 円	348,835 円

(注)1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		大 分 市	大 分 県	国
一般行政職	大学卒	185,800 円	185,800 円	179,200 円
	高校卒	155,900 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	155,900 円	149,200 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況(30年4月1日現在)

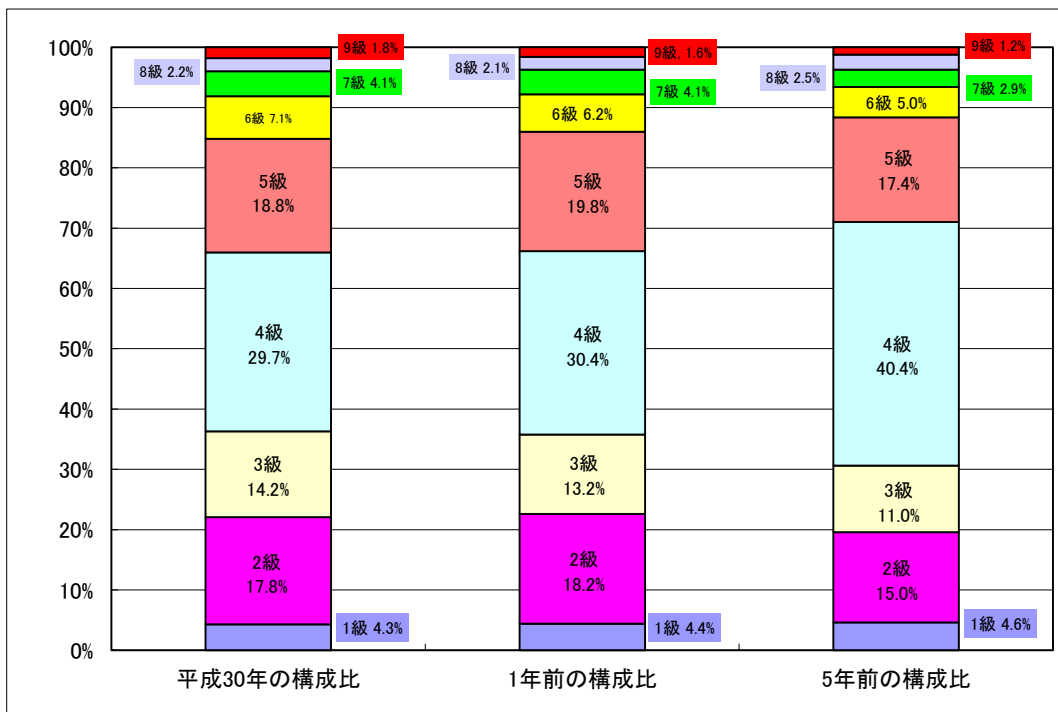
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,984 円	348,881 円	374,923 円	400,119 円
	高校卒	230,641 円	312,503 円	354,968 円	372,042 円
技能労務職	高校卒	230,175 円	324,768 円	353,225 円	367,680 円
	中学卒	—	—	—	—
公安職	大学卒	278,479 円	—	—	—
	高校卒	240,286 円	324,720 円	358,379 円	374,427 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

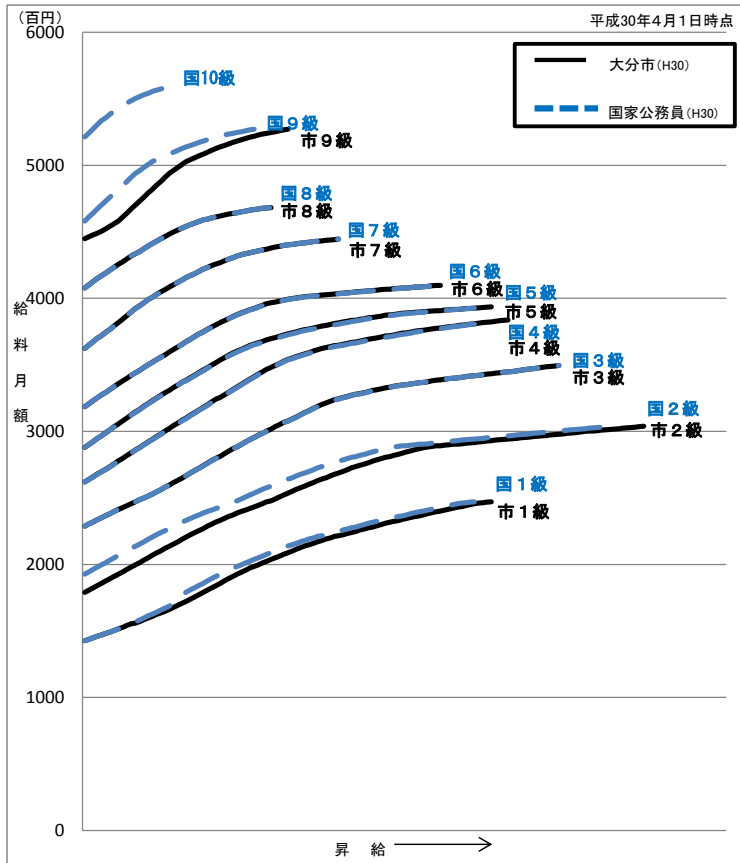
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	事務員の職務	72人	4.3%	142,600円	247,100円
2 級	主事の職務	297人	17.8%	178,900円	303,800円
3 級	主任の職務	237人	14.2%	228,900円	349,600円
4 級	主査の職務	495人	29.7%	262,000円	383,800円
5 級	参事補または主幹の職務	314人	18.8%	288,000円	393,600円
6 級	参事の職務	119人	7.1%	318,500円	409,800円
7 級	課長の職務	69人	4.1%	362,300円	444,500円
8 級	次長の職務	36人	2.2%	407,700円	468,200円
9 級	部長の職務	29人	1.8%	444,800円	527,100円

- (注) 1 大分市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大分市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 分 市	大 分 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,645 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,727 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～19% ・管理監督加算 2～10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価活用状況(大分市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

大 分 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額	7,534 千円	24,834 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当**(30年4月1日現在)**

支給実績(29年度決算)		9,468 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		946,791 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京事務所	20.0 %	6 人	20.0 %
医師	16.0 %	4 人	16.0 %
上記を除く行政職・公安職級料表適用者	0.0 %	人	%
地域手当補正後ラスパイレシ指数 (ラスパイレシ指数)			100.0 (100.0)

(注) 地域手当補正後ラスパイレシ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレシ指数。

(補正前のラスパイレシ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)	59,727 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	86,436 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)	20.8 %
手当の種類(手当数)	18

※詳細は別紙参照

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	1,023,283 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	343 千円
支給実績(28年度決算)	1,065,604 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	361 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 (経過措置中) 1人につき6,500円～11,000円 ※令和2年度完成予定	異なる	支給区分 及び支給額	393,918 千円	260,356 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給 (28,500円上限) 持ち家 3,500円 (以下、経過措置) ～平成26年3月31日 6,000円 平成26年4月1日～ 5,500円 平成27年4月1日～ 5,000円 平成28年4月1日～ 4,500円 平成29年4月1日～ 4,000円 平成30年4月1日～ 3,500円 平成31年4月1日～ 廃止	異なる	支給区分 及び支給額	327,398 千円	159,784 円
通勤手当	1.交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2.交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 4,900円～26,800円)	異なる	距離区分 及び支給額	262,985 千円	96,367 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	異なる	支給区分 及び支給額	287,000 千円	976,192 円
初任給調整手当	医師である職員に支給 (48,800円～308,300円) 獣医師である職員に支給 (5,000円～30,000円)	異なる	-	8,930 千円	2,976,800 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う 単身赴任者に対して支給 30,000円(距離加算あり)	同じ	-	4,638 千円	662,571 円
特地勤務手当	市外地、生活の著しく不便な地 に所在する施設に勤務する場合 支給率 1/100	異なる	国 支給割合 4/100～25/100	429 千円	47,635 円
休日勤務手当	休日等における正規の勤務時間 中に勤務を命ぜられた場合 支給率 135/100	同じ	-	201,276 千円	152,829 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に 勤務することを命ぜられた場合 支給率 25/100	同じ	-	37,848 千円	94,150 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を 命ぜられた職員に支給 1日5,900円～7,200円(年末年始は5割増)	異なる	国 4,200円～ 20,000円	1,063 千円	118,067 円
管理職員 特別勤務手当	課長級以上の職員が臨時又は緊急の 必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	異なる	国 6,000円～ 12,000円	2,934 千円	23,102 円
義務教育等教員特別手当	教育職(幼稚園)に対して支給 1,000円～3,700円	-	-	1,273 千円	22,330 円

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区分		給料		月額		額	
給料	市長	929,880 円	()	(参考)中核市における最高/最低額			
		1,134,000 円		1,206,000 円/	722,400 円		
副市長	副市長	751,150 円	()	974,000 円/	709,200 円		
		905,000 円					
報酬	議長	766,000 円	()	827,000 円/	584,000 円		
	副議長	695,000 円		748,000 円/	504,000 円		
	議員	641,000 円		700,000 円/	475,000 円		
期末手当	市長	(29年度支給割合)					
	副市長	3.30	月分				
退職手当	議長	(29年度支給割合)					
	副議長	3.30	月分				
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副市長	給料月額×在職月数×47.25/100	25,719,000 円	任期ごと			
備考		給料月額×在職月数×32/100	13,900,000 円	(直近) 市長:平成27年 副市長:平成28年			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 本市条例では、退職手当支給割合について、市長は63/100以内、副市長は40/100以内の割合とし、その手当額について、その都度、議会の議決を経て定めるように規定されている。
(上記算定方式、1期の手当額、支給時期については直近の支給内容。)

別紙
一般職員

項目	主な支給対象職員	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
1 市税の賦課徴収事務に従事する職員	(ア) 税制課、市民税課、資産税課、納税課又は国保年金課(国民年金室を除く。)に勤務する職員	項目に掲載している職員 40,390千円	給料月額100分の8 ただし、月額12,600円を限度とする。
	(イ) 市税の滞納差押えにより徴収したもの		徴収1件につき20円及び徴収金額の1,000分の20
	(ウ) 市税滞納者の差押物件の引上げをしたもの		1世帯につき 200円
2 感染症防疫作業に従事した職員	健康課等職員	—	1日につき 530円
3 生活福祉課に勤務する職員	(ア) 指導監督又は現業を行う職員	項目に掲載している職員 9,212千円	月額 9,700円
4 行旅病人の保護又は行旅死亡人等の収容作業等に直接従事した職員(第17項の手当の支給を受ける職員を除く。)	福祉保健課等職員	—	病人 1件につき 2,700円 死亡人 1件につき 5,300円
5 保健所に勤務する職員	(ア) 医師(歯科医師を含む。)	項目に掲載している職員	2,640千円 月額150,000円以内で、市長が定める額
	(イ) 臨床検査業務に直接従事する職員		163千円 月額 6,800円
	(ウ) 化学検査業務に直接従事した職員 (ア)及び(イ)並びに次項の手当の支給を受ける職員を除く。)		68千円 1日につき 250円
6 獣医師である職員	衛生課等獣医師	628千円	月額 6,700円
7 保健師である職員	項目に掲載している職員	2,229千円	月額 2,400円
8 犬、ネコ等のへい死体処理に従事した職員	清掃業務課等担当職員	1,859千円	1体につき 290円
9 用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝又は工事補償折衝に直接従事した職員	道路建設課等担当職員	160千円	1日につき 400円
10 代執行作業に従事した職員	税務担当課等職員	2千円	1日につき 240円
11 滞納整理のため半日以上出勤した職員(第1項の手当の支給を受ける職員を除く。)	住宅課等担当職員	—	1日につき 190円
12 水質分析業務に直接従事した職員	環境分析室等担当職員	445千円	1日につき 250円
13 公共下水道、都市下水路等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員	下水道施設課等担当職員	2千円	1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 370円
14 しらゆりハイツに勤務する職員	項目に掲載している職員	110千円	月額 2,300円
15 狂犬病の防疫作業等に直接従事した職員	衛生課等担当職員	385千円	1日につき 330円 ただし、違反犬の捕獲業務に直接従事した場合は、1日につき540円を支給する。
16 家畜伝染病防疫業務に直接従事した職員	農林水産課等担当職員	—	1日につき 160円
17 葬斎場に勤務する職員	(ア) 火葬業務に従事する職員	項目に掲載している職員 1,029千円	月額 12,000円
	(イ) (ア)以外の職員		月額 4,500円
18 環境部、農林水産部、土木建築部、都市計画部、下水道部等に勤務する職員で、著しく危険な業務に従事したもの	(ア) 交通遮断をすることなく行う道路維持修繕作業又は測量作業に従事した職員	項目に掲載している職員 —	1日3時間以上作業に従事した場合 1日につき 240円
	(イ) 工事の監督、検査等で地上7メートル以上又は地下4メートル以上の足場の悪い場所において作業等に従事した職員		
	(ウ) 墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以上)で行う工事の監督、測量、検査等の作業に従事した職員		
	(エ) 有毒ガスの発生のおそれのあるマンホール等において調査、検査等の作業に従事した職員		
19 消防職員	(ア) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第44条第1項に規定する厚生労働省令で定める救急救命処置に従事した救急救命士である職員	項目に掲載している職員	289千円 1回につき 450円
	(イ) 潜水器具を着用して潜水業務に従事した職員		82千円 1回につき 410円
	(ウ) サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成7年法律第78号)第2条に規定するサリン等が発散している区域、放射性物質等により汚染されている区域その他著しく危険である区域において消防活動に従事した職員		— 1日につき 2,600円
	(エ) 大規模災害の発生区域において、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第1項の規定による相互の応援に基づく消防活動に従事した職員又は同法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した職員		34千円 1日につき 1,680円

※「13 公共下水道、都市下水路等において汚泥のしゅんせつ作業等に直接従事した職員」については平成30年度より廃止。

6 職員数の状況

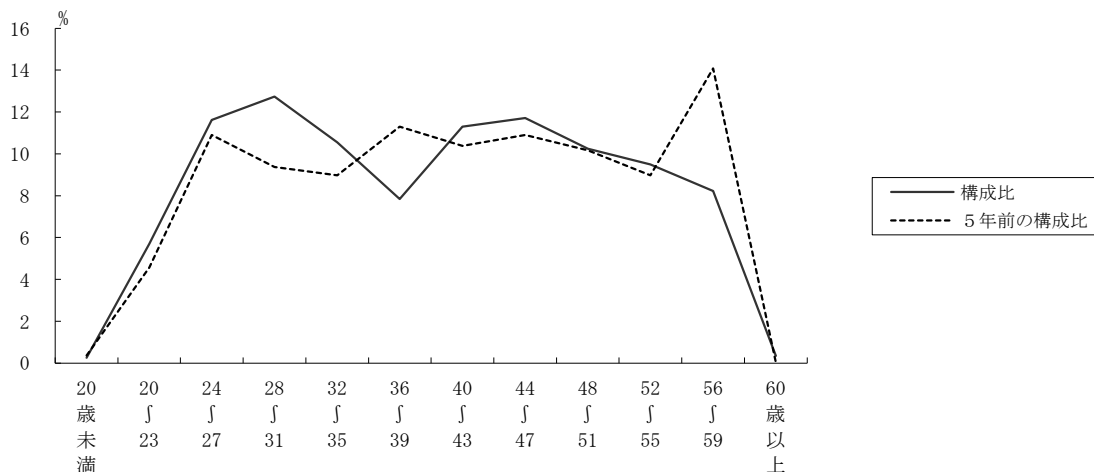
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	平成29年	平成30年		
普通会計部門	議 会	23	23	
	総 務	505	505	
	税 務	169	169	
	一 般 行 政 部 門 労 働	6	5	▲ 1 雇用労政関連業務の減
	農 林 水 産	74	73	▲ 1 欠員不補充
商 工	61	64	3 おおいた魅力発信局の設置に伴う増等	
土 木	331	341	10 道路施設保全業務の増等	
民 生	437	448	11 保育業務の増等	
衛 生	442	437	▲ 5 ごみ収集関連業務の減等	
計	2,048	2,065	17	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.06 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 44.70 人)
教育部門	358	361	3	学校教育関連業務の増等
消防部門	453	456	3	消防業務の増
小 計	2,859	2,882	23	<参考> 人口1万人当たり職員数 60.10 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 62.13 人)
公営企業計業部門	水 道	153	151	▲ 2 上下水道局の設置に伴う減等
	下 水 道	74	63	▲ 11 上下水道局の設置に伴う減等
	其 他	114	116	2 国民健康保険業務の増等
小 計	341	330	▲ 11	
合 計	3,200 [3,998]	3,212 [3,998]	12 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.98 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 8	人 183	人 373	人 409	人 339	人 252	人 363	人 376	人 329	人 305	人 264	人 11	人 3,212

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部 門 別	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	2,007	2,003	2,003	2,012	2,048	2,065	58 (2.9%)
教 育	417	405	396	388	358	361	-56 (▲13.4%)
消 防	446	449	449	450	453	456	10 (2.2%)
普通会計	2,870	2,857	2,848	2,850	2,859	2,882	12 (0.4%)
公営企業等会計	396	383	365	362	341	330	-66 (▲16.7%)
総合計	3,266	3,240	3,213	3,212	3,200	3,212	-54 (▲1.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

(注)平成30年4月1日に水道局と下水道部(市長部局)が統合し、上下水道局となったことから、平成29年度の下水道部の決算値については大分市(一般行政職)に含めている。

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 28年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
29年度	千円 7,498,086	千円 2,663,967	千円 1,185,129	% 15.8	% 21.1

(注)資本勘定支弁職員に係る職員給与費275,601千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
29年度	人 150	千円 616,266	千円 108,219	千円 278,452	千円 1,002,937	千円 6,686	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は30年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

- ・平成29年4月より、水道事業管理者は給料月額12%カットを実施
- ・平成30年4月より、4級以上4%、3級2%、2級1%の給料減額措置を実施
- ・平成31年1月より、4級以上3%、3級1%の給料減額措置を実施

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(30年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大分市上下水道局	42.9 歳	332,436 円	558,943 円
団体平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 1 「基本給」は、給料、扶養手当の合計額である。
2 「平均月収額」には、期末・勤勉手当を含む。
3 「団体平均」とは、市町村(政令指定都市を除く。)の平均値である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大分市上下水道局	大分市(一般行政職)	団体平均
1人当たり平均支給額(29年度) 1,612 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,645 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,505 千円
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	—
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~19% ・管理監督加算 2~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~19% ・管理監督加算 2~10%	—

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（30年4月1日現在）

大分市上下水道局			大分市（一般行政職）			団体平均
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	
その他の加算措置			その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)			1人当たり平均支給額
1人当たり平均支給額 (*) 千円 23,452 千円			1人当たり平均支給額 千円 7,534 千円 24,834 千円			9,878 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(*) 個人情報保護の観点から、対象者が1人～2人の際は、金額を表示しないこととしている。

ウ 地域手当

支給実績なし

エ 特殊勤務手当（30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		845 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		7,099 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		63.3 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	(ア)滞納整理に従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	— 千円	徴収1件につき5円及び徴 収金額の1,000分の5に相 当する額から(イ)に掲げる 手当額を控除した額
	(イ)停水及び停水処理並びに現地徴収に従 事した職員			徴収金額の1,000分の5に 相当する額を限度として 勤務1回につき200円
危険作業手当	①交通を遮断することなく道路上で行う配水 管布設工事等の監督若しくは検査業務又は 弁栓類の操作等の業務に従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	51 千円	1日3時間以上業務 に従事した場合 1日につき 240円
	②地上7メートル以上又は地下4メートル以上 の足場の悪い場所において工事の監督又は 検査業務に従事した職員			
	③墜落の危険が特に著しい傾斜面(60度以 上)で行う工事の監督若しくは検査業務又は 測量業務に従事した職員			
	④酸素欠乏の危険性を有する場所において 調査、検査等の業務に従事した職員			
	⑤有毒ガスが発生するおそれのある業務又 は危険性を有する薬品を取り扱う業務に従 事した職員			
	⑥重大な災害が発生し、又は発生するおそ れがある場合において、危険を伴う水道施設 その他の現場で保守点検、応急作業等の業 務に従事した職員			
	⑦電気事業法第38条第4項に規定する自家 用電気工作物のうち600ボルトを超える電気 設備の操作、監督、点検等の業務又は当該 設備に近接して行う業務に従事した職員			
用地交渉手当	用地買収、換地若しくは家屋等の移転折衝 又は工事補償折衝に直接従事した職員	主な支給対象職員の項 に掲げる業務	— 千円	1日につき400円

緊急呼出手当	正規の勤務時間以外の時間又は休日に突発事故等の発生により緊急出動の要請を受け、業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	289 千円	勤務1回につき2,000円 (緊急出動が午後10時から翌日の午前5時までの場合は、2,500円)
交替制勤務手当	浄水場に勤務する交替勤務職員で、正規の勤務時間として1直又は3直の勤務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	- 千円	勤務1回につき730円
待機手当	週休日又は休日に水道局において待機業務に従事した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	466 千円	待機1回につき3,500円
特殊自動車運転操作手当	給水活動のため特殊自動車を運転し、又は操作した職員	主な支給対象職員の項に掲げる業務	41 千円	1日につき370円

※平成30年度より交替制勤務手当、待機手当については廃止。

※水道局と下水道部の組織統合により、平成30年度にしゅんせつ作業手当を新設。

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	44,416 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	260 千円
支給実績(28年度決算)	50,738 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	277 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 (経過措置中) 1人につき6,500円～11,000円 ※令和2年度完成予定	同じ		23,064 千円	150,745 円
住居手当	月額12,000円以上家賃を支払っている職員に対して支給 (28,500円上限) 持ち家 3,500円 (以下、経過措置) ～平成26年3月31日 6,000円 平成26年4月1日～ 5,500円 平成27年4月1日～ 5,000円 平成28年4月1日～ 4,500円 平成29年4月1日～ 4,000円 平成30年4月1日～ 3,500円 平成31年4月1日～ 廃止	同じ		12,989 千円	85,451 円
通勤手当	1. 交通機関利用者に支給 (最も低廉となる定期券の価額) 2. 交通用具利用者に支給 (距離区分、通勤方法によって 4,900円～26,800円)	同じ		16,694 千円	89,753 円
管理職手当	部長級: 130,300円 部長級参事級: 119,900円 次長級: 94,000円 課長級: 77,400円 課長級参事級: 72,700円	同じ		14,697 千円	1,224,742 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務することを命ぜられた場合 支給率 25/100	同じ		- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	課長級以上の職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 1回につき6,000円～18,000円	同じ		304 千円	20,267 円